

新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業【予算額: 104億円】 (平成24年度補正)

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、新たに廃棄物となって大量に発生している状況。

このうち、8千Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の恐れがあり、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、緊急的に当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促すもの。

保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

処理の
加速化

【事業の概要】

1 補助対象者

廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）

2 処理の対象となる汚染廃棄物

これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した8千Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物

3 事業実施期間

平成24年度から平成25年度まで

4 補助率

1 / 2（国）

5 処理に必要な経費の例

廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成

- ① 処理計画の策定等に要する経費
- ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量測定費等）
- ③ 廃棄物の収集運搬から処理・処分に要する経費
(仮設焼却炉の設置委託等)